

精神障害者旅客運賃割引規程

2023.10.1 制定

2026.7.17 現在

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。
精神障害者手帳の様式は、次のとおりとする。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

(1) 紙様式（例）

(裏表紙)	(表表紙)
備 考 注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	障 害 者 手 帳 都道府県（指定都市）名

(内面左)

3 cm

写 真
ベスト半裁

4 cm

氏名
住所
生年月日
障害等級
手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市) 名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式

(表)

12mm

22mm
2mm

27.5mm
53.98mm

85.60mm

障害者手帳

氏名
住所
生年月日 年 月 日
障害等級
手帳番号
交付日 年 月 日
有効期限 年 月 日

旅客鉄道株式会社等 都道府県(指定都市) 名 印
旅客運賃減額 第一種・第二種

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限の更新 (更新)
(更新) (更新)

備考

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(3) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和8年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際ならびに第10条に定める乗降の際および乗車船中の呈示に限り、前各号に掲げる様式による精神障害者手帳に代わるものとすることができる。

2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第3条 第1種精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者が乗車するときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者を随伴させるものとする。

- 2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の第1種および第2種精神障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種精神障害者および12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および当社線と東日本旅客鉄道会社線ならびに当社線と連絡会社線の連絡運輸範囲各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、有効な精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書により必要な乗車券の申し込みをしなければならない。ただし、大人の精神障害者で当社鉄道線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入し、割引普通乗車券の代用とすることができる。

(介護者の同行)

第 8 条 第 3 条の規定により購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第 3 条第 2 項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯および呈示)

第 10 条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、有効な精神障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第 11 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

(乗車券の発行方)

第 12 条 精神障害者および介護者が有効な精神障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発行する。

(1) ゴム印による表示

ア 精神障害者に対する乗車券



直径約 1cm

イ 介護者に対する乗車券



直径約 1cm

(2) 定期券発行機により発行する定期乗車券

ア 精神障害者に対する乗車券

福

1 辺 約 0.4 cm、白抜文字

イ 介護者に対する乗車券

付

1 辺 約 0.4 cm、白抜文字

(3) 窓口処理機により発行する乗車券

ア 精神障害者に対する乗車券 (大人、小児用)

福

縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

イ 介護者に対する乗車券 (大人、小児用)

付

縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

(4) 回数券発行機により発行する回数乗車券

ア 精神障害者に対する回数乗車券 (大人、小児用)

割

縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

イ 介護者に対する回数乗車券 (大人、小児用)

割

縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

(5) 自動券売機により発行する乗車券

ア 精神障害者に対するもの

福

縦 0.7cm 横 0.4cm 黒文字

イ 介護者に対するもの

付

縦 0.7cm 横 0.4cm 黒文字

(注) 精神障害者の小児乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(自動券売機による乗車券の発行方)

第 13 条 第 7 条ただし書きによる小児券は、第 12 条に規定するゴム印を省略することができる。

(別表)

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種 精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種 精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。